

## 適正な施工確保のための技術者制度検討会（第8回）

### 議事概要

○日 時：平成28年2月17日（水）10：00～11：25

○場 所：中央合同庁舎3号館4階特別会議室

○出席者（五十音順、敬称略）：

秋山哲一、井出多加子、遠藤和義、大森文彦、小澤一雅、木下誠也

#### <技術者の配置等にかかる論点整理>

- ・大規模な工事現場で監理技術者1人が全てを見ることは不可能。最終責任者として監理技術者1人という考え方もあるが、監理技術者の複数制という考え方もあるのではないか。
- ・工場製品について、製造過程がブラックボックス化しているものに対して無過失責任を負うのは、極めて非合理的な責任の取り方であり、工場製品の品質管理は技術者に頼るだけでは難しいのではないか。
- ・不良不適格業者の参入ということにならないよう、技術者の配置等の要件を緩和しすぎないように検討を進める必要がある。
- ・今後、この論点について、議論を進める。

#### <監理技術者の要件>

- ・技術検定が監理技術者の要件に設定されていない業種について、引き続き検討する必要があるのではないか。

#### <技術検定の受験要件及び主任技術者要件>

- ・実務経験を代替するものとして、実作業の技能を習得できる職業訓練について認めることを検討してはどうか。認めるにあたっての訓練の内容や質、中立性や公平性などの評価方法について、検討を進めることとしてはどうか。
- ・学科試験の合格者に〇〇士補といった資格を付与するという形で、在学中あるいは卒業後すぐにそういう試験にトライできるような人材の導き方もあるのではないか。

以上